

るが、「副籍制度を利用するか否かの判断を保護者に任されるのは重荷である」という意見もあった。

(2) 教員の意識

ア 都立特別支援学校の教員の意識

58%の教員が「交流の充実に向けて、地域指定校への積極的な働きかけに努めてきた」と回答している。また、44%の教員が、交流を通じて「担任する児童・生徒の成長を感じる」と答えており、56%の教員が「地域指定校の児童・生徒の障害理解が進んだ」と感じている。これらの結果は、地域指定校の教員から得た回答の結果とほぼ一致するものであり、都立特別支援学校の教員と地域指定校の教員の意識に大きな差のないことが分かった。

都立特別支援学校の教員からは、「交流に満足している保護者の意見を発表すると良い」、「副籍制度の意義を一層打ち出して、特別支援学校から保護者に積極的に働きかける必要がある」、「地域の中に顔見知りをつくることは意義がある。希望する家庭にはできる限りお手伝いをしたい」、「お互いの教員が忙しい中でも、思いやりをもってやり取りをする気持ちをもつ。気持ちがつながっていると感じられるときは、副籍交流の意義を感じる」といった意見や思いが寄せられた。

イ 地域指定校の教員の意識

58%の教員が、交流を通じて「学級の児童・生徒の障害理解が進んだ」と感じており、68%の教員が「自分自身の障害に対する理解が進んだ」と回答している。また、85%の教員が「副籍制度は共生社会の形成に意義がある」と考えており、69%の教員が副籍制度の充実に向けて「小・中学校の主体的な取組が必要である」と考えていることが分かった。

副籍制度の更なる充実に向けては、地域指定校の教員の理解と協力が不可欠である。この点において、今回の調査結果から、地域指定校の教員の多くが副籍制度の充実に向けて高い意識を有していることが把握できたことは意義がある。このことは、直接交流を通じて都立特別支援学校の児童・生徒とふれあうことで、副籍制度への意識がより高まることの表れであるとも言える。

また、地域指定校の教員からは、「直接交流をしているときの学級の児童・生徒の優しい態度がうれしい」、「特別支援学校の児童が、学級の子供たちと会ったときに喜びを表現してくれることで、学級の児童・生徒は迎え入れる良さを感じている」、「継続することで子供同士の信頼関係を深めていける」といった成果が報告されている。

このほか、「副籍制度について、担当学級だけでなく、学校の全ての児童・保護者に理解啓発を求めている」、「共生社会の形成は、今後ますます大切になってくると思う。副籍制度に基づく交流の仕方、学校・保護者・地域の連携の仕方の良い実践例を紹介してほしい」などの意見もあった。

ただし、今回の調査の結果は、特定の地域（本検討委員会の委員が所属する地域の小・中学校）の対象に副籍制度に直接に関わった教員から得たものであるため、この結果が都内の全ての小・中学校の教員の意識を反映したものではありません。

ないことに留意する必要がある。

2 副籍制度の成果

(1) 個に応じて創意工夫された交流事例の蓄積

副籍制度の導入から5年が経過し、それぞれの地域において都立特別支援学校、地域指定校、保護者等の協力のもとに様々な特色ある実践が行われている。

直接交流か間接交流かという実施形態にかかわらず、交流活動の充実のためには、教員と保護者が協力しながらアイデアを出し合っていくことが大切である。例えば、「直接交流を開始する前に、都立特別支援学校の教員が地域指定校を訪問して障害についての授業を行うことで、地域指定校の教員や児童・生徒の障害理解が深まり、円滑に交流活動をスタートさせることができた」といった報告や、「間接交流のみの実施だけれど、地域指定校の副校長先生から音楽会へのお誘いの電話を直接もらい、とても嬉しかった」といった報告はその一例である。

このように、直接交流においても、間接交流においても、それぞれのケースに応じた様々な工夫がなされ、有意義な交流活動の事例が蓄積されてきている。今後は、こうした事例を広く収集し、交流事例集を作成・配布するなど、有効に活用していく必要がある。

(2) 交流の継続による「つながり」の深化

交流の継続により、児童・生徒同士、教員同士、保護者同士のつながりなど、様々な人々の「つながり」が確実に深まっていると考える。

都立特別支援学校の児童・生徒の中には、複数年にわたって交流を継続している例も多くあり、保護者からは「我が家の場合、この5年の成果はお互いに確実にあると思う」、「子供の社会性を広げる大きな経験になっている。2年目・3年目を経験して実感している」、「障害のある子への接し方が自然になってきた。以前はじろじろ見られたりしたが、今は声を掛けてくれる子供が増えて嬉しい」などの感想が寄せられた。

都教育委員会では、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」の策定に当たり、「つながりを大切にした特別支援教育の推進」を計画策定の基本的な考え方の一つに掲げている。副籍制度は、これを具現化するための方策の一つとして、今後も「大切に育てていく」必要のある事業であると言える。

(3) 小学校、中学校における障害理解の促進

共生社会の形成に向けては、障害のない人々の理解と協力が不可欠である。この点において副籍制度は、地域指定校の教員や児童・生徒の障害理解の推進に大きく役立っていると考えられる。

例えば、「校舎内で車いすの上げ下ろしの手伝いを率先してやってくれる生徒がいた。車いすを押してくれたり、給食を運んでくれたり、積極的に手伝ってくれた」という保護者の報告にあるように、生徒達のこうした行動やそれを支える内面の変化や成長こそが、将来の共生社会の形成の基礎になるものと確信する。

3 充実・改善に向けた検討課題

(1) 副籍制度の理念の再構築

平成 24 年 7 月、中央教育審議会初等中等教育分科会（特別支援教育の在り方に関する検討委員会）は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を公表した。

同報告の中では、交流及び共同学習を一層推進することの重要性について、「特別支援学校における、居住地校との交流及び共同学習は、障害のある児童生徒が、居住地の小・中学校等の児童生徒等とともに学習し交流することで地域とのつながりをもつことができることから、引き続きこれを進めていく必要がある。一部の自治体で実施している居住地校に副次的な籍を置くことについては、居住地域との結び付きを強め、居住地校との交流及び共同学習を推進する上で意義がある。」と記述されている。

このように、都における副籍制度は、国の施策の方向性にも良い影響を与えていると評価でき、これまで副籍制度の充実に努めてきた関係者の努力と成果が評価されたものであると言える。

副籍制度の充実・改善に向けては、これまでの成果を十分に踏まえるとともに、インクルーシブ教育システムの構築に関する国の動向も注視しながら、将来の共生社会の構築に向けた新たな理念を構築していく必要がある。

(2) 副籍制度の理念の具現化に向けた制度の改善

ア 副籍制度の利用に伴う手続きの見直し

現在の副籍制度は、都立特別支援学校への入学後に保護者の意思確認を行い、制度の利用を希望する場合に、その対象者を当該の区市町村教育委員会に通知する手続きをとっている。

その後、区市町村教育委員会が当該児童・生徒の地域指定校を決定する手続きを行い、都立特別支援学校と地域指定校が協力して交流計画書を作成した上で交流を開始している。

このように、現在の手続きは「交流開始までに時間がかかり過ぎる」、「作成・提出すべき書類が多い」といった指摘がある。

今後は、副籍制度の趣旨や共生社会の形成に向けた理念の具現化に向けて、地域とのつながりをより重視した手続きへの見直しを図るとともに、交流を早期に開始できるよう併せて、事務手続きの簡素化を図る必要がある。

イ 交流の基本的な考え方及び在り方の見直し

前述のように、直接交流においても間接交流においても、対象となる児童・生徒の実態や地域指定校の実情、保護者の要望等に応じて、様々な交流活動が創意工夫されている。

例えば、「地域指定校の児童・生徒が自宅にお便りを持ってきてくれ、玄関でお互い仲良く向き合う感じがした」、「地域指定校に、特別支援学校のお便りを持っていくだけの交流であるが、地域指定校の児童から『ありがとう』と声をかけてもらえる」といった保護者からの報告でも分かるように、間接交流のみの実施であっても直接交流と同じ程度に内容の充実が図られている例もあ

る。

一方、直接交流であっても、「地域指定校の運動会を見学しただけで子供同士の具体的な交流はあまりできなかった」といった報告もあることから、「直接交流であれば交流内容が厚く、間接交流は交流内容が希薄である」といったように簡単に区別ができるものではないことが分かる。

今後は、交流活動の内容をより充実させていくことを基本に、交流形態を区別することの妥当性も含めて、交流の基本的な考え方及び在り方の見直しを図る必要がある。

(3) 副籍制度に関わる全ての人々に期待することの明確化

①都立特別支援学校の校長・副校長、②都立特別支援学校の教員（学級担任、特別支援教育コーディネーター）、③都立特別支援学校の保護者、④地域指定校の校長・副校長、⑤地域指定校の教員（学級担任、特別支援教育コーディネーター）、⑥地域指定校の保護者、⑦区市町村教育委員会関係者、⑧都教育委員会関係者など、副籍制度に関わる人々は多様である。

多くの人々が副籍制度に関わり、支えている。これら全ての人々が副籍制度の理念を共有し、目指すべき共生社会の姿をそれぞれの地域の将来の姿に映しながら、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流を息長く育てていくことが大切である。

そのためには、それぞれに「期待されること」を明確にし、お互いの共通理解のもとに協力関係を築いていく必要がある。

(4) 副籍制度の理解推進に関する具体的方策の検討・工夫

「副籍制度に関わる全ての人々」が自身に期待されていることを知り、交流内容の充実に向けてアイデアを出し合っていくためには、全ての人々が副籍制度について深く理解することが重要である。

そのためには、リーフレットや交流事例集の作成、研修や交流報告会の実施など、副籍制度の理解推進を図るための具体的な方策を創意工夫していく必要がある。

第3章 副籍制度の充実・改善に向けた基本的な方向

1 新たな理念の提案

(1) 副籍制度の目指すもの（「共生地域」の実現）

ア 共生社会と「共生地域」

国は、平成14年12月に閣議決定した「障害者基本計画」において、我が国が目指すべき社会の姿として「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」を示した。

都教育委員会ではこれを踏まえ、これからの副籍制度の更なる充実に向けて、この「共生社会」の概念を更に具体化した「共生地域」という概念を提案したいと考える。

「共生地域」とは、「障害の有無にかかわらず、住民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う地域」の意であり、具体的には、それぞれの自治体が「自分の区（市町村）や自分達の街」を、「どのような地域にしたいのか」という理念を明確に掲げることである。

障害の有無にかかわらず、人々が暮らす地域はそれぞれに違いがある。人々が利用する公共機関や交通機関などをはじめ、地域にある商店街、あるいは地域が催す行事や祭り、自然環境など、その地域ごとに特徴がある。

共生社会の実現に向けては、それぞれの地域において障害のある人と障害のない人とが様々な活動を通して交流し、それぞれに「共生地域」を創り上げていくことが大切である。

今後は、副籍制度が、「共生地域」を実現するために必要不可欠な仕組みであり、「共生社会」を形成する基盤になるものであることを、学校関係者はもとより、地域住民にも周知していく必要がある。

イ 「共生地域」の担い手となる人材の育成

「共生地域」を実現するためには、その担い手となる人材を育成する必要がある。育成のイメージは、次ページのとおりである。

ウ 副籍制度に基づく交流の意義

「共生地域」を実現する人材の育成のために、副籍制度に基づく交流活動は極めて重要である。

それは、「心の教育」の実践の場でもあり、単に障害のある人への理解に留まらず、「社会には様々な立場や考えの人がいて当たり前である」という人間同士の相互理解や、思いやりの気持ちを大切にす人格の形成に寄与する場（人権教育の場）でもある。

これを踏まえ、副籍制度に基づく交流の意義を以下のとおり整理する。

① 特別支援学校の児童・生徒にとって

- ・ 同年代の障害のない児童・生徒と学ぶことによる、社会体験の拡充及び自立と社会参加に向けた「生きる」意欲の向上

② 小・中学校の児童・生徒にとって

- ・ 障害の理解と障害のある「〇〇君、〇〇さん（個人）」の理解
- ・ 特別支援教育や特別支援学校に関する理解
- ・ 同じ地域に生きる人間（友達）として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って「生きる」ことの大切さの理解

【小・中学校の児童・生徒の育成のイメージ】

学齢期	<p><共生地域における目指す児童・生徒像> 障害のある児童・生徒とふれあい、共に活動することにより、障害のある友達への理解を深め、積極的に関わろうとする態度が育つ姿</p> <p><具体的な姿(例)></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交流活動を通じて知り合った特別支援学校の友達と日常的に挨拶をし合い、言葉を交わし合える。 ○ 交流の際には、積極的にに関わり、必要な支援を行う。 ○ 地域の活動に共に参加し、楽しみ、役割を果たす。 ○ 障害者のある人のニーズに関心をもち、運動会等に招く際には、車いす席の確保や情報保障等が必要なことに気付く。 ○ 特別支援学校や福祉施設の行事等に積極的に参加する。 ○ 街で困っている人を見かけた時に、積極的に支援をする。
------------	---

成人期	<p><共生社会における目指す人間像> 障害の有無にかかわらず、一人一人を大切にして、共に支えあう社会・地域を主体的に築いていく姿</p> <p><具体的な姿(例)></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害の有無にかかわらず、日常的に挨拶をし合い、言葉を交わし合い、支援が必要な場面では、進んで手助けができる。 ○ 障害の有無にかかわらず、全ての住民が参加できる地域の活動を積極的に企画・運営するなど、地域住民としての役割を果たす。 ○ 自己の職業生活や所属する組織において、障害のある人々などへの配慮ができ、国民全体の福祉の向上を意識した行動や判断、提言などができる。
------------	---

【都立特別支援学校の児童・生徒の育成のイメージ】

学齢期	<p><共生地域における目指す児童・生徒像> 障害のない児童・生徒とふれあい、共に活動することにより社会体験を拡げ、積極的に人や物事と関わろうとする姿</p> <p><具体的な姿(例)></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交流活動を通じて知り合った地域指定校の友達と日常的に挨拶をし合い、言葉を交わし合える。(コミュニケーションをとることができる。) ○ 地域指定校の行事や授業、地域行事に積極的に参加し、楽しむことができる。 ○ 手伝いが必要な時には、「手伝ってください」などの意思表示ができる。
------------	---

成人期	<p><共生社会における目指す人間像></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 積極的に社会参加していこうとする姿 ○ 障害の有無にかかわらず、一人一人を大切にして、共に支えあう社会・地域を主体的に築いていく姿 <p><具体的な姿(例)></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害の有無にかかわらず、日常的に挨拶をし合い、言葉を交わし合い、支援が必要な場面では、進んで手助けを求められることができる。 ○ 障害の有無にかかわらず、全ての住民が参加できる地域の活動を積極的に企画・運営するなど、地域住民としての役割を果たす。 ○ 自己の職業生活や所属する組織において、障害のない人々と協力しながら、国民全体の福祉の向上を意識した行動や判断、提言などができる。
------------	---

(2) 理念の浸透に向けた都教育委員会及び区市町村教育委員会の役割

ア 都教育委員会の役割

都教育委員会は、全都的視野に立って副籍制度の理念を示し、副籍制度が目指す方向性を明らかにする。

具体的には、新たな「副籍ガイドライン」の作成と浸透を図り、いずれの地域においても充実した交流活動が創意工夫されるよう、副籍制度の円滑な推進に資する指導資料集や事例集等の作成を行うなど、副籍制度の理解推進に努める。

また、福祉機関と緊密な連携を図り、副籍制度の理念を共有するとともに、具体的な取り組み等を広く都民に周知浸透させる方策を検討する必要がある。

イ 区市町村教育委員会の役割

区市町村教育委員会の役割としては、首長部局（福祉部・課等）との緊密な連携のもと、各自治体における「共生地域」の実現に向けた理念やイメージを構築・形成することが望まれる。

また、域内の小・中学校の学校経営計画や教育課程に副籍制度の推進が適切に位置付けられるよう、基本的な考え方や指針を明確に示すとともに、地域の都立特別支援学校と連携した、副籍制度に関する連絡会や実践報告会の実施等を通じて交流事例の発信などを行い、教員や保護者等に対する理解啓発を積極的に推進することが望まれる。

2 「つながり」を確かなものとする制度及び内容の充実

(1) 地域との「つながり」を維持できる制度への改善

ア 区市町村が基盤（主体）となる制度への移行

現在の副籍制度は、都立特別支援学校に入学した後に保護者への意思確認を行うところから手続きが開始される。そのため、事務手続きが煩雑であることも関連して交流開始の時期が遅くなることが指摘されている。

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒も「地域の子供」であり、副籍制度が「共生地域」の形成を目指すものであること踏まえれば、区市町村が担うべき役割は一層重要になる。こうしたことから、今後は、区市町村が基盤（主体）となって副籍制度を推進する制度へと改善を図っていくことが望ましいと考える。

具体的には、各区市町村教育委員会における就学（転学）相談の過程で、副籍制度に関する保護者の意向を丁寧に聞き取り、地域指定校を調整・決定した上で、就学（転学）相談関係資料とともに都教育委員会に通知を行う手続きに改善を図るなどの方法が考えられる。

これにより、交流開始の時期を現状よりも早めることが可能となり、事務手続きも簡素化することができるようになると思われる。

イ 都立特別支援学校で学ぶ全ての児童・生徒が副籍をもつ制度への移行

現在の副籍制度は、利用希望の有無について保護者への意思確認を行っている。しかし、保護者の意見の中には、「副籍制度を利用するか否かの判断を保護者に任されるのは重荷である」、「全員が副籍をもっていれば交流を始めやす

い」といった意見があることや、50%程度の保護者が「全員が副籍をもつことがよい」と考えていることなどから、今後は、都立特別支援学校に在籍する全ての児童・生徒が副籍をもつ制度へと改善することについて、前向きに検討する必要がある。

これにより、「共生地域」の理念の具現化に向けて、「都立特別支援学校の子供も地域の子供」という意識を関係者が共有するための基盤ができると考える。ただし、具体的な交流の実施に関する希望や要望等については、本人や保護者の意向を十分に聴き取り、適切に対応する必要があることは言及するまでもない。

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の保護者の中には、様々な思いを抱きながら子供を通学させている保護者もいる。こうした保護者の心情にも十分に配慮し、副籍制度が「押し付け」になったり、「重荷」になったりすることがないように、本人や保護者一人一人の思いに十分に耳を傾けることが大切である。

(2) 心の「つながり」を実感できる交流の在り方の見直し

ア 交流の基本的な考え方の再整理

現在の副籍制度は、交流の実施形態を直接交流と間接交流に区別し、直接交流の実施割合を副籍制度の浸透の一つの目安としてきた。

しかし、アンケート調査の結果を見ると、間接交流であっても、お便り交換の方法を工夫することによって子供同士や保護者同士の交流が生まれているといった例もある。また、「副籍制度の利用を希望しない」とする保護者の回答の中には「放課後の学童保育において障害のない同年代の子供との交流が図られている」といった回答もあることなどから、「共生地域」の理念の具現化に向けては、直接交流や間接交流といった実施形態を区別することの意義そのものを捉え直す必要があると考える。

「気持ちがつながっているなど感じられる時に副籍交流の意義を感じる」という記述に代表されるように、今後は直接交流・間接交流といった実施形態で区別するのではなく、交流の深さや密度でそのあるべき姿を考えることができる交流の在り方に改めていくことが大切である。

しかし、真に「つながり」を深化させるためには、「顔の見える関係」を構築することは極めて重要である。よって、教員や保護者には、例えばお便り交換のみの交流であっても、お互いにふれあうことのできる方法を工夫することや、「会ってみたい」という思いが双方の児童・生徒に自然に醸成されるような仕掛けづくりを行うことなどが求められることは言うまでもない。

その点においては、現在の直接交流のように、「児童・生徒が直接にふれあう機会を大切にする」という考え方は、今後とも変わらないことに留意する必要がある。

イ 個に応じた交流方法の創意工夫

副籍制度の導入から5年が経過し、それぞれの地域において様々な交流方法が工夫されてきている。

副籍制度を利用した交流は、最長で9年間の継続実施が可能である。「交流は低学年のうちから始めて、続けていくことが大事である」という保護者の指摘にもあるように、関係者は長期的な展望をもって交流内容の充実に取り組む必要がある。また、交流を長く継続させていくためには、保護者や都立特別支援学校及び地域指定校の教員等、関係者に過剰な負担がかからない方法で実施していくことが大切である。

そのためには、交流計画を立案する段階において、関係者が長期的な展望のもとに現在の交流の在り方や内容について検討し、実情に応じた交流方法を創意工夫する必要がある。副籍制度に関わる全ての人々がアイデアを持ち寄ることにより、より充実した交流を行うことができると考える。

3 「つながり」を支える人々への理解推進の充実

(1) 期待することの明確化

ア 都立特別支援学校の教員への期待

① 都立特別支援学校の校長・副校長に期待すること

都立特別支援学校の校長には、特別支援学校のセンター的機能を活用して、副籍制度について広く理解推進を行っていくことが期待される。

なかでも、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の保護者に対しては、「共生地域」の実現に向けた副籍制度の意義や保護者の役割、具体的な交流内容やその成果等について浸透を図ることが望まれる。

また、実際の交流に当たっては、地域指定校の校長との意思疎通に努め、両校の教員同士の円滑な連携を支援する役割が期待されるとともに、区市町村教育委員会との緊密な連携のもと、「共生地域」の理念の構築・実現に向けてともに歩むことが期待される。

② 都立特別支援学校の教員に期待すること

都立特別支援学校の教員（学級担任）には、保護者や地域指定校の教員と協力し、児童・生徒同士のふれあいがより充実したものとなるよう、創意工夫した交流活動（仕掛けづくり）を進めることが求められる。

また、特別支援教育コーディネーターには、1)学級担任と連携を図りながら自校の副籍制度の利用状況や課題を把握・整理すること、2)地域指定校の特別支援教育コーディネーターや学級担任と協力して障害の理解に関する授業を地域指定校の児童・生徒を対象に実施すること、3)個別の交流事例に関する連絡・調整を行うことなど、必要に応じて交流活動の充実を支援する役割が期待される。

イ 都立特別支援学校の保護者への期待

保護者は、児童・生徒の最大の理解者であり支援者であることから、障害のある児童・生徒の理解を推進するに当たり、保護者の役割は極めて重要である。

例えば、地域指定校の授業に参加する際にも、保護者自身が我が子の付き添いをするをを通じて、保護者自身が地域指定校の児童・生徒と直接にふれあい、我が子の障害の様子や介助の仕方などをさり気なく伝えたりすることでも

きる。また、保護者自身も、地域指定校の児童・生徒とふれあうことにより、街で出会った時に気軽に挨拶や言葉を交わせるようになり、それが「地域の教育力」の向上にもつながることが期待できる。

このように、副籍制度に基づく交流の実施に当たっては、都立特別支援学校の保護者も「つながりを支える人々」の一人として、重要な役割を担うことが期待される。

ウ 地域指定校の教員への期待

① 地域指定校の校長・副校長に期待すること

副籍制度の浸透と充実のためには、地域指定校の教職員の理解と協力が不可欠である。

なかでも校長・副校長には、自身が副籍制度に関する理解を十分に深めるとともに、それぞれの学校において副籍を含めた障害理解に関する教育をどのように推進していくのかについてのビジョンを示し、教職員や保護者の理解と協力を求める役割が期待される。

② 地域指定校の教員に期待すること

地域指定校の教員には、都立特別支援学校の教員と協力し、児童・生徒同士のふれあいがより充実したものとなるよう、創意工夫した交流活動（仕掛けづくり）を進めることが求められる。

また、特別支援教育コーディネーターには、都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等と協力して障害の理解に関する授業を実施したり、個別の交流事例に関する連絡・調整を行ったりするなど、必要に応じて交流活動の充実を支援する役割が期待される。

エ 地域指定校の保護者への期待

地域指定校の児童・生徒が偏見をもたずに障害のある児童・生徒との交流に臨むためには、児童・生徒の保護者の理解と支援が重要である。児童・生徒は、大人の行動や言動から様々なことを学んでいくので、地域指定校の保護者には、副籍制度のよき理解者となることが望まれる。

今回のアンケート調査でも、「地域指定校のPTA会長さんや、同じマンションのPTA役員の方が、『(行事に) いつも来てくれてありがとう』と声をかけてくれる」といった報告があった。地域指定校の保護者には、単に障害のある児童・生徒の理解のみならず、障害のある児童・生徒を育てる保護者の心情にも配慮した保護者同士のふれあい（交流）が期待される。

また、我が子が障害のある児童・生徒との交流を通じて気付いたこと、学んだこと、また疑問に感じたことなどについて家族で話し合う機会を設けることなども大切である。

オ 地域の人々への期待

「共生地域」の実現に向けては、地域の方々の支援も重要である。町会長をはじめ、地域の民生委員や学童保育の関係者、夏祭りや地域の運動会の実行委員など、地域の活動をリードする関係者の協力が望まれる。

地域活動をリードする人々に副籍制度や障害のある児童・生徒への理解を深めてもらうことは、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒たちの地域活動へ

の参加の機会や場を広げることにつながる。副籍制度を通じて知り合った児童・生徒たちが、やがては共生地域の担い手として地域活動に貢献できるようになれば、地域の活性化もより一層促進されるものと考ええる。また、大規模災害発生時などには、副籍制度によって培った「つながり」を絆とした助け合いが生まれることを期待したい。

そのためには、都立特別支援学校と地域指定校が協力し、副籍制度に関する情報を積極的に地域に発信していくことが望まれる。

(2) 理解推進の具体的方策

ア 新たな副籍ガイドライン策定

都教育委員会は、「共生地域」の実現を目指す副籍制度の基本理念を新たに示すとともに、副籍制度の事務手続き及び書式等を含む「新たな副籍ガイドライン」を策定し、都立特別支援学校及び区市町村教育委員会等に周知していく。

「新たな副籍ガイドライン」は、来年度も継続実施する本委員会における試行及び検証等を踏まえ、平成25年度末に策定することを目途とする。また、同ガイドラインは、平成26年度より施行することを目指す。

イ 交流事例集の作成

「新たな副籍ガイドライン」の策定と合わせて、これまでの優れた交流活動の事例を「交流事例集」としてまとめ、交流活動を創意工夫する際に活用できるようにする。また、必要に応じて「交流事例集」をもとに「交流報告会」等を実施し、学校間の情報交換・共有の機会を設ける。

ウ 小・中学校の児童・生徒向け副読本の作成と事前指導の実施

今回のアンケート調査の中には、「交流の開始に当たっては、学級の児童・生徒に対する事前学習が効果的であった」という地域指定校の教員の報告があった。都立特別支援学校と地域指定校が協力し、障害に関する基礎的な事柄を学ぶ学習を設けることは、交流活動を始めるに当たって効果が高いと思われる。

そこで、今後は、地域指定校の児童・生徒が障害理解のために活用できる副読本の作成・配布について検討するとともに、都立特別支援学校の教員が地域指定校に出向くなどして、障害の理解を目的とした事前指導を積極的に実施する。

エ 「副籍の日」(仮称)の設定

都立特別支援学校は、副籍に基づく地域指定校における直接交流が円滑に実施できるように、例えば、各都立特別支援学校の開校記念日を「副籍の日」(仮称)とし、地域指定校へ事前指導や副籍報告会を実施するなど、副籍制度の推進や理解啓発を図る取組を行うことについて検討する。

オ 副籍制度に関する教員研修の機会の確保と内容の充実

副籍制度の充実に向けて、例えば、都立特別支援学校と地域指定校の教員による合同研修会を企画・実施するなど、情報交換や情報共有を行うことのできる機会の確保に努める。

4 今後の取組

本中間報告は、平成 23・24 年度の 2 本委員会における検討事項を中心に、今後の副籍制度の在り方を整理した。

本年度に実施したアンケート調査の結果からは、充実した交流の様子が報告される一方で、「副籍制度の必要性を感じていない」、「年齢が高くなるに連れて交流が難しくなる」、「我が子の障害が重いために直接交流は難しいと思う」、「付き添いができない」、「地域指定校の理解が不十分である」など、今後の副籍制度の在り方を検討する上での具体的な課題も浮き彫りになった。

導入から 5 年が経過した副籍制度は、ゆっくりとした歩みながらも着実に浸透してきていると実感するが、実際には、都立特別支援学校の取組状況や地域指定校の理解度等には未だ「温度差」があるのが現実である。

平成 25 年度は副籍制度の充実・改善に向けた検討の最終年度となる。よって本委員会は来年度、これまで 2 か年にわたる検討の結果等に基づき、平成 25 年度末に予定している「新たな副籍ガイドライン」の策定と平成 26 年度からの全面実施に向けて地域指定校の決定手続きの試行や交流事例の収集・検証などを行い、副籍制度の更なる充実・発展に努めていく考えである。

副籍制度充実検討委員会「中間まとめ」の概要

副籍制度とは

- ★ 副籍制度とは、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度である。

制度実施の背景(当時)

- ◆ 学習指導要領（平成10年12月改訂）
 - 盲・聾・養護学校と小・中学校の交流の推進について規定
 - ◆ 障害者基本計画（平成14年12月）
 - 我が国が目指すべき社会の姿として「共生社会」を明示
 - 障害者基本法（平成16年6月）
 - 障害のある子供とない子供の交流及び共同学習の積極的な推進を規定
 - ◆ 東京都特別支援教育推進計画（平成16年11月）
 - ◎ 基本理念
 - 「発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒等の一人一人の能力を最大限に伸ばすため、乳幼児期から学校卒業後までのライフステージを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一人として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与する」
 - ◆ 特別支援教育への移行（平成19年4月）
 - 理念
 - (1) 適切な指導と必要な支援を実施する。
 - (2) 全ての学校で実施する。
 - (3) 共生社会の形成の基礎となる。

（平成16年度より3カ年のモデル事業を経て）

平成19年度：全都で副籍制度導入を開始

副籍制度充実検討委員会の設置

- ★ 設置目的
 - 導入後5年を経過した副籍制度の現状を把握するとともに、更なる改善・充実に向けた方向性を明らかにする。
 - 新たな「副籍ガイドライン」について検討する。
- ★ 検討期間
 - 平成23年度から平成25年度まで（年3～4回程度）
- ★ 委員構成
 - 学識経験者、都立特別支援学校校長、区市町村立小・中学校長、区市町村教育委員会関係者、都教育委員会関係者
- ★ 新「副籍ガイドライン」は、平成25年度の試行・検証を経て、平成26年度から施行を目指す。

副籍制度の実施状況(平成23年度現在)

副籍制度の実施者(利用者)の割合

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
在籍者数 (小・中学部)	4,881	5,116	5,318	5,389	5,518
実施者	1,434	2,043	2,019	2,032	2,028
実施率	29.4%	39.9%	38.0%	37.7%	36.8%

交流形態の状況

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
実施者	1,434	2,043	2,019	2,032	2,028
直接交流	472	1,013	1,071	1,133	1,108
	32.9%	49.6%	53.0%	55.8%	55.0%
間接交流のみ	962	1,030	948	899	920
	67.1%	50.4%	47.0%	44.2%	45.0%

在籍者数に占める直接交流実施者の割合

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
直接交流実施者	9.7%	19.8%	20.1%	21.0%	20.0%

アンケート調査の実施

- (1) 対象：約8,000名（特別支援学校教員及び保護者、小・中学校教員）
- (2) 結果：回収率73%
 - ① 直接交流を実施している児童・生徒の保護者の70%が交流の内容に満足している。
 - ② 間接交流のみを実施している児童・生徒の保護者の60%が交流の内容に満足している。
 - ③ 特別支援学校教員の60%が、地域指定校の児童・生徒の障害理解が進んだと感じている。
 - ④ 地域指定校の教員の60%が、学級の児童・生徒の障害理解が進んだと感じている。
 - ⑤ 地域指定校の教員の70%が、自分自身の障害理解が進んだと感じている。
 - ⑥ 地域指定校の教員の70%が、小・中学校が主体的に関わるべきと考えている。
 - ⑦ 地域指定校の教員の80%が、副籍制度は共生社会の形成に意義があると感じている。
 - ⑧ 特別支援学校の保護者の50%が、原則として全員が副籍を持つべきであると考えている。

副籍制度の成果と課題

1 副籍制度の成果

- ◆ 都立特別支援学校に通学する児童・生徒の居住地域において、障害のない児童・生徒との交流を深めていくために、副籍制度は一定の教育効果があることが認められた。
- ◆ 都立特別支援学校や地域指定校の教員など、関係者の創意工夫によって、個に応じた交流事例が蓄積された。
- ◆ 地域指定校（小・中学校）における障害のある子供への理解が促進された。

2 副籍制度の改善・充実に向けた検討課題

- ◆ 副籍制度の理念の再構築
 - ・ 共生社会の実現に向けた制度理念の見直し
- ◆ 副籍制度の実施に伴う手続きの見直し
 - ・ 地域指定校決定の考え方と在り方を見直し
 - 交流活動の早期開始のために
- ◆ 交流の基本的考え方及び在り方を見直し
 - ・ 交流内容の充実に継続のために
- ◆ 副籍制度に関わる人々の役割の明確化
 - ・ 交流を「息長く」育てていくために
- ◆ 副籍制度の理解推進に関する具体策

今後の方向性

- ★ 新たな理念の提案
 - ・ 「共生地域」の実現に向けて
- ★ 「つながり」を確かなものとする制度及び内容の充実
 - ・ 区市町村が基盤となる制度への移行
 - ・ 都立特別支援学校で学ぶ全ての児童・生徒が副籍を持つ制度への移行
 - ・ 交流の実施形態（直接交流と間接交流）の発展的な見直し
- ★ 「つながり」を支える人々への理解推進の充実
 - ・ 副籍制度に関わる全ての人々に期待することの明確化と周知・浸透
- ・ 交流事例集の作成、副籍報告会の実施など
- ・ 新「ガイドライン」の作成

資 料

- 1 アンケート調査票の様式
- 2 アンケート調査の集計結果の概要
- 3 アンケート調査の結果（自由記述）から